

1 1 感染症予防

◆ 感染症予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、感染症に対して患者の人権を尊重しつつ迅速かつ適切に対応し、感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析及び提供を行った。

(1) 感染症対策

感染症法に基づいて、感染症の発生の予防及びそのまん延防止のため健康診断、消毒指導などを行った。感染症発生動向調査等により感染症に関する情報を収集し、医療機関等へ情報提供を行うことで、正しい知識の普及に努めた。

ア. 感染症発生状況

感染症法で定める全数把握感染症の届出状況は、表１から表３のとおりである。

なお、一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）の届出はなかった。

表１ 三類感染症の届出状況 (件数)

感染症名	令和４年	令和５年
腸管出血性大腸菌感染症	10(－)	14(－)

注：()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

表２ 四類感染症の届出状況 (件数)

感染症名	令和４年	令和５年
重症熱性血小板減少症	－	1
つつが虫病	1	2
デング熱	1(1)	－
日本紅斑熱	2	－
レジオネラ症	10	15
計	14(1)	18(－)

注：()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

表３ 五類感染症(全数報告)の届出状況 (件数)

感染症名	令和４年	令和５年
アメーバ赤痢	3	2
ウイルス性肝炎	1	1
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	7	3
急性脳炎	－	3
クロイツフェルト・ヤコブ病	2	－
後天性免疫不全症候群	1	1
ジアルジア症	1	－
侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	2
侵襲性肺炎球菌感染症	4	9
水痘	2	4
梅毒	34	44
破傷風	1	－
百日咳	－	2

感染症名	令和 4 年	令和 5 年
麻しん	—	1
計	57	72

注：()は、推定される感染地域が海外の場合の再掲

イ. 集団発生状況

インフルエンザ様症状による学級閉鎖等の防疫措置（令和 5 年度中 2023/2024 シーズン）は、令和 5 年 9 月 4 日から実施された。令和 5 年度末日までの、市内での学級閉鎖等の発生は表 4 のとおりである。なお、令和 4 年度以前のシーズンの状況は、表 5 のとおりである。

表 4 インフルエンザ様症状による防疫措置状況（延べ数）（2023/2024 シーズン）

施設区分	施設数				患者数	欠席者 (再掲)
	計	休校	学年閉鎖	学級閉鎖		
保育所	—	—	—	—	—	—
幼稚園	6	—	1	5	83	79
小学校	204	—	36	168	3, 073	2, 651
中学校	50	—	1	49	944	904
高等学校	25	2	—	23	551	513
その他	2	—	1	1	46	42
計	287	2	39	246	4, 697	4, 189

注：シーズンの年度末までの状況

表 5 過去のインフルエンザ様症状による防疫措置状況（延べ数）

シーズン	2018/2019	2019/2020	2020/2021	2021/2022	2022/2023
施設数	110	103	—	—	7
患者数	1, 468	1, 244	—	—	73
欠席者(再掲)	1, 315	1, 109	—	—	69

注：各シーズンの年度末までの状況

ウ. 感染症の発生動向調査及び情報提供

感染症に関する情報を医療機関（指定届出機関・指定提出機関）から収集し、基幹地方感染症情報センターで分析した結果を医療機関、教育委員会、市民等に提供した。

令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類定点に移行したため、第 19 週(5 月 8 日～5 月 14 日)の報告分からインフルエンザ定点の指定届出機関に、新型コロナウイルス感染症についての報告を依頼した。また、新型コロナウイルス感染症による入院患者についての報告を、第 38 週(9 月 25 日～10 月 1 日)の報告分から基幹定点の指定届出機関に依頼した。

【指定届出機関 12 医療機関】

区分	定点数
小児科定点	9
インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症定点	9
眼科定点	2
S T D (性感染症) 定点	4

区分	定点数
基幹定点	1
疑似症定点	2

【指定提出機関 1 医療機関】

区分	定点数
病原体定点	3

エ. 一般市民への啓発

感染症に関する正しい知識を普及するため、出前講座を実施した。

表 6 出前講座実施状況

内容	受講者	対象者
感染症予防	3 回 31 人	社会福祉施設等

(2) 特定感染症予防対策

エイズを含めた性感染症の予防対策として、検査及び知識の普及啓発を実施した。

ア. エイズ等検査及び相談

新型コロナウイルスの影響で令和2年度から縮小していた検査は、令和5年7月から平常どおりに再開した。検査項目はHIVと梅毒であり、HIV検査での判定保留者は5名、うち確認検査で陽性者となったものは1名であった。

表 1 検査及び相談件数等

(令和5年度)

検査回数		検査人数及び結果（延べ）				H I V相談件数（延べ）
		H I V		梅毒		
昼間	夜間	陰性	陽性	陰性	陽性	来所・電話
15	9	315	1	300	16	7

イ. 普及啓発事業

11月27日～12月25日の「豊田市エイズ予防啓発月間」を中心に、HIV／エイズを含めた性感染症予防のため、以下の啓発事業を実施した。

内容	協力機関	実績
レッドリボンツリー設置	国際ソロプチミスト豊田	市役所及び市内ホテル計3か所にレッドリボンをアレンジしたツリーの設置(11月27日～12月25日)
豊田スタジアムライトアップ		12月1日の世界エイズデーにあわせて赤色のライトアップを実施
啓発ステッカー・カードの作成・配布	豊田加茂薬剤師会、市内大学等	・オリジナルの啓発ステッカー・カードを作成 ・市役所内トイレ223か所にステッカーを貼付 ・協力機関にステッカーの貼付及びカードの設置を依頼
郵送検査キット送付		郵送でHIV・梅毒検査が実施できる検査キットを市内の希望者19名に送付
啓発ポスター・チラシ等の掲示	基幹バス会社、市内高校・大学等	・基幹バス57車両へのポスターを掲示 ・市内高校・大学へ啓発ポスター送付 ・二十歳のつどい対象者へ電子チラシによる啓発を実施 ・市役所及び街中のデジタルサイネージ等による啓発を実施

内容	協力機関	実績
HIV/エイズ等に関する教育	市内企業	市内企業へ性感染症を含む感染症予防の講話を実施（1回）

ウ. 肝炎ウイルス対策事業

感染症法に基づき、陽性者を早期発見し、早期治療に結びつけるため、市内在住で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、肝炎に対する感染不安のある方に対し、市内の協力医療機関において、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。

表2 肝炎ウイルス検査実施状況

年度	元	2	3	4	5
受検者数	268	260	218	169	168
B型陽性者数 1)	2	3	2	2	1
C型陽性者数 2)	3	4	2	3	2
協力医療機関数	104	102	101	102	105

注 1) B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人

2) C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人

エ. 肝炎ウイルスフォローアップ事業

B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された人及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人について、重症化の抑制を図るために、肝疾患専門医療機関への受診勧奨をし、適切な検査や治療等に繋げることを目的に、豊田市肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施している。

表3 フォローアップ事業対象者数

同意年度	元	2	3	4	5
B型	18	14	19	22	14
C型	12	8	15	8	9
B型+C型	—	—	—	—	—
計	30	22	34	30	23

(3) 新型コロナウイルス感染症

令和5年5月7日から感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類に移行し、保健所による患者の全数把握、外出自粛要請、医療費の公費負担、医療機関における行政検査等は終了した。5類移行後は移行措置として相談センターでの相談対応等を継続したが、令和6年3月31日で終了となった。

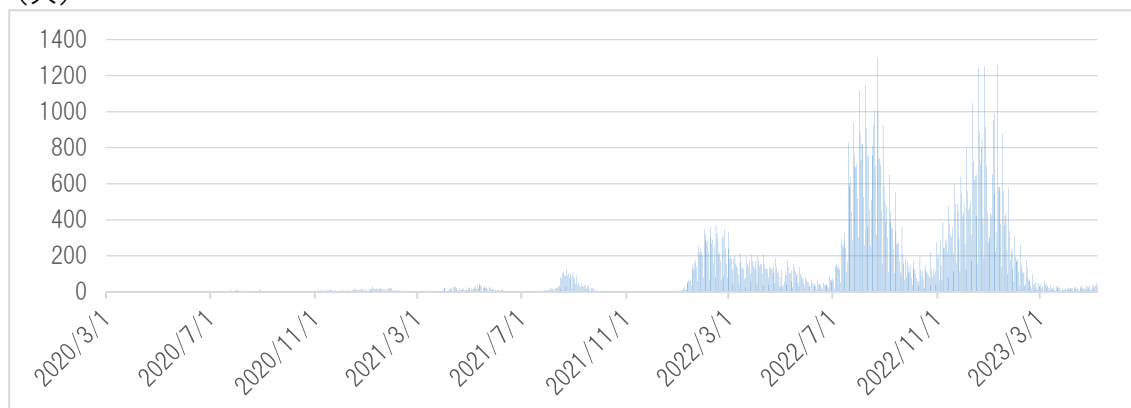
ア. 発生状況

表1 新型コロナウイルス感染症感染者数※

年度	5
感染者数	808
死者数	1

※5 類移行前（令和5年4月1日～5月7日）の発生数を計上

(人)



イ. 検査実施件数(行政検査)

当初は、行政検査を帰国者・接触者外来で実施していたが、令和2年10月26日からは診療・検査医療機関等で実施した。5類移行後は、医療機関における行政検査は終了した。

表2 行政検査件数

年度	5
件数(延)	39,010

※令和5年度請求分(事務手数料除く)

ウ. 相談件数(ワクチンコールセンター除く)

令和4年9月26日以降はコールセンター(一般相談)、受診・相談センター、自宅療養者専用窓口を「新型コロナ相談センター」に一元化した。5類移行後も「新型コロナ相談センター」での相談対応は継続していたが、令和6年3月31日で運用を終了した。

表3 相談件数

年度	5
件数(実)	3,754

エ. 集団発生(クラスター)対応件数

施設内で10人以上の感染者が発生した集団発生(クラスター)施設に対し、感染対策の助言・指導を行った。また、愛知県に「医療体制緊急確保チーム(DMAT)」派遣を依頼し、施設の感染対策の強化に努めた。令和4年9月26日以降は、集団発生の対象施設を医療機関と高齢者施設に限定した。

表4 集団発生¹⁾(クラスター)件数(令和元年3月12日～令和5年5月7日)

年度	元	2	3	4	5
件数(延)	—	5	41	109	3
DMAT派遣数	—	3	2	19	0

注 1) 医療機関、高齢者施設、福祉施設、保育施設・教育機関、飲食店、事業所、民間施設にて発生した集団発生を計上

オ. 療養者への支援事業

新型コロナウイルス感染症による療養者等に対して、配食サービスの提供、パルスオキシメーター（以下「POM」という。）の貸出、補助金の交付による医療提供の推進、療養証明書の発行などの事業を実施した。

表 5 療養者への支援事業の件数

年度	2	3	4	5
配食サービス（食数）	1, 283	49, 488	118, 019	357
POMの貸出（件数）	38	5, 554	9, 743	81
医療提供（件数）	—	12, 608	87, 944	763
療養証明書（発行数）	313	6, 013	18, 086	326

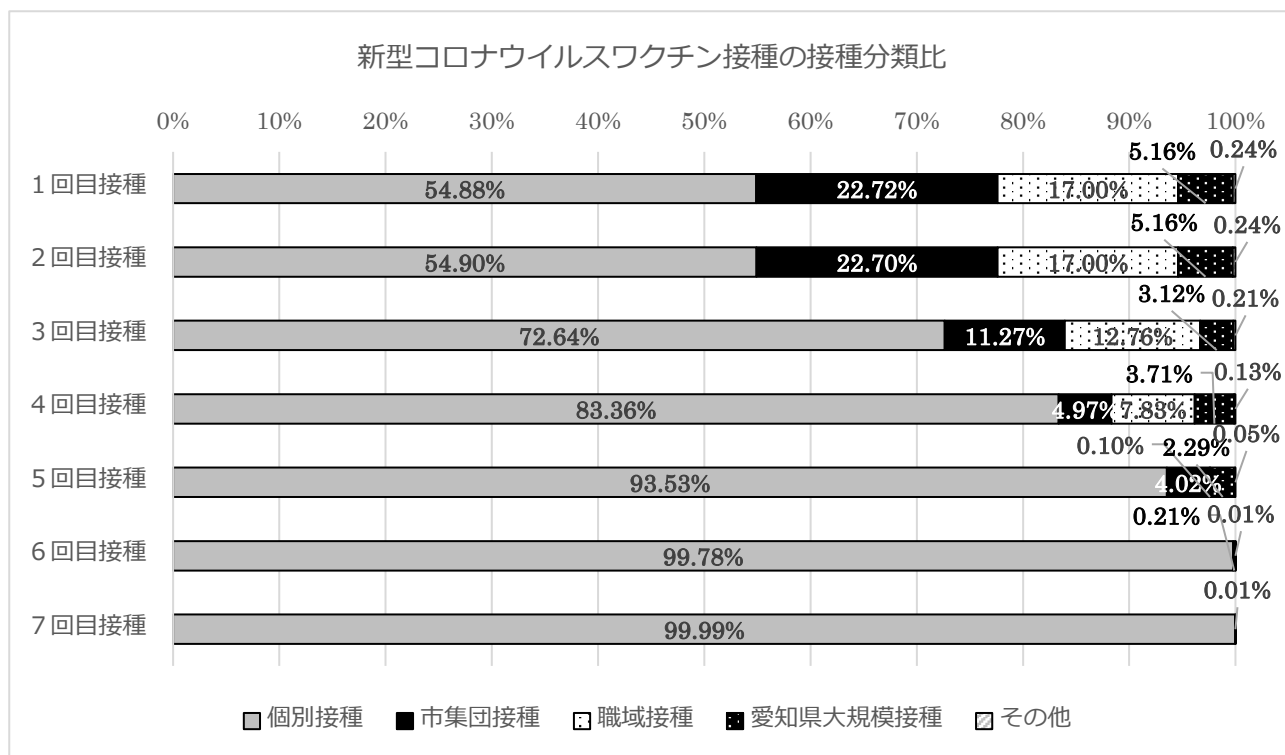
カ. 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化を予防するため、令和 3 年 4 月から新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種を開始し、8 割以上の市民が 1・2 回目の接種を完了した。さらに、令和 3 年 12 月から追加接種が開始され、令和 6 年 3 月に当該ワクチンの特例臨時接種を終了した。

表 7 新型コロナウイルスワクチン接種の接種回数及び接種率（令和 6 年 4 月 1 日時点）

接種の種類	接種回数（接種率）					
	0 歳～4 歳	5 歳～11 歳	12～64 歳	65 歳以上	年齢不明	全体
1 回目接種	252 回 (1. 7%)	2, 872 回 (10. 9%)	230, 579 回 (84. 0%)	97, 239 回 (95. 3%)	9, 316 回 (…)	340, 258 回 (81. 5%)
2 回目接種	242 回 (1. 7%)	2, 760 回 (10. 4%)	229, 732 回 (83. 7%)	97, 091 回 (95. 1%)	9, 102 回 (…)	338, 927 回 (81. 2%)
3 回目接種	172 回 (1. 2%)	1, 205 回 (4. 6%)	175, 665 回 (64. 0%)	93, 955 回 (92. 0%)	6, 310 回 (…)	277, 307 回 (66. 4%)
4 回目接種	29 回 (0. 2%)	449 回 (1. 7%)	82, 964 回 (30. 2%)	84, 945 回 (83. 2%)	4, 067 回 (…)	172, 454 回 (41. 3%)
5 回目接種	・	160 回 (0. 6%)	29, 032 回 (10. 6%)	71, 061 回 (69. 6%)	2, 280 回 (…)	102, 533 回 (24. 6%)
6 回目接種	・	0 (0%)	7, 419 回 (2. 7%)	54, 916 回 (53. 8%)	961 回 (…)	63, 296 回 (15. 2%)
7 回目接種	・	0 (0%)	1, 929 回 (0. 7%)	37, 509 回 (36. 7%)	306 回 (…)	39, 744 回 (9. 5%)

表 8 新型コロナウイルスワクチンの接種分類比（令和 6 年 4 月 1 日時点）



◆ 肝炎患者等医療給付事業

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因する肝炎患者又は肝がん・重度肝硬変患者の治療にかかる医療費助成として、愛知県への進達事務等を行っている。

(1) B型・C型肝炎患者医療給付事業

インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療等にかかる医療費助成として、申請受付や愛知県への進達事務、受給者証の発送等を行った。

（各年度末現在）

年度	申請数				
	元	2	3	4	5
B型肝炎（新規）	25	8	21	26	18
B型肝炎（更新）	156	70	147	154	167
C型肝炎（新規）	61	28	28	35	30

注：新型コロナウイルス感染症の特例措置により、令和 2 年 3 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日に有効期間が満了する者は有効期間が 1 年間延長したため、一時的に申請件数が減少

(2) 肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業

肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療にかかる医療費助成として、申請受付や愛知県への進達事務、参加者証の発送等を行った。

（各年度末現在）

年度	申請数	
	4	5
肝がん（新規）	1	1
肝がん（更新）	—	1

◆ 結核予防

感染症法に基づき、定期及び接触者の健康診断を実施し、結核患者の早期発見に努めている。また、発見した患者の服薬支援を行うとともに接触者の健康診断の徹底を図ることで二次感染予防に努めている。

(1) 健康診断実施状況

ア. 定期健康診断

感染症法第 53 条の 2 の規定に基づき、学校、事業所、市町村長等が定期の健康診断を行った(表 1)。また、定期健康診断の確実な実施を図るため、学校長及び施設の長が行う定期の健康診断に要する費用(胸部エックス線撮影の経費)について同法第 60 条により補助を行った。令和 5 年度の補助対象数は 13 法人(28 施設)、うち、学校が 4 法人(5 施設)である。

表 1 定期健康診断実施状況 (令和 5 年度)

	対象人数	受診者 (A)	受診率	間接 撮影者数	直接 撮影者数	発見者数			
						結核患者 4)		予防内服 5)	
						数(B)	率(%)	数(C)	率(%)
総数	123,350	53,921	43.7	619	53,302	—	—	—	—
事業所従事者 1)	13,057	12,453	95.4	282	12,171	—	—	—	—
学生・生徒 2)	7,394	7,330	99.1	301	7,029	—	—	—	—
施設入所者	1,827	1,744	95.5	36	1,708	—	—	—	—
その他 3)	101,072	32,394	32.1	—	32,394	—	—	—	—

注 1) 事業所従事者は、医療機関・学校・介護老人保健施設・社会福祉施設の従業員

2) 学生・生徒は高校・大学等の入学時のもの

3) その他は 65 歳以上の者(肺がん検診・胸部エックス線検査受診者数)

4) 「結核患者」欄の率は、(B)／(A)

5) 「予防内服」欄の率は、(C)／(A)

イ. 接触者健康診断

患者家族等に対しては、同法第 17 条の規定に基づいて接触者の健康診断を行った(表 2)。

表 2 接触者健康診断受診状況 (令和 5 年度)

	対象人数 (人)	受診者(人) (A)3)	受診率 (%)	発見者数			
				結核患者 1)		潜在性結核感染症 2)	
				数(人)(B)	率(%)	数(人)(C)	率(%)
総数	104	101	97.0	2	2.1	4	4.2
患者家族	66	64	96.8	—	—	3	5.0
接触者	38	37	97.3	2	5.6	1	2.8

注 1) 「結核患者」欄の率は、(B)／(A)

2) 「潜在性結核感染症」欄の率は、(C)／(A)

3) 2 回以上受診が必要だが、その 2 回以上の受診を完結しなかった場合は、受診者として計上しない。

表3 接触者健康診断検査項目別実施状況

(令和5年度)

	検査項目				
	ツベルクリン 反応検査	IGRA 検査	胸部エックス 線検査	CT	喀痰検査等
総数(件)	5	97	43	3	—
患者家族(件)	5	61	27	—	—
接触者(件)	—	36	16	3	—

(2) 結核患者管理

ア. 結核患者発生状況

結核患者の発生状況は、表4及び図1のとおりである。なお、潜在性結核感染症は9名である。

結核患者及び潜在性結核感染症の医療費には公費負担が適応され、入院患者(同法37条)、通院患者(同法37条の2)の別に、表5のとおり支出している。

表4 結核発生状況

年	豊田市								愛知県		全国	
	人口	新登録 患者数	うち 外国人	罹患率	塗抹陽性 罹患率	死亡数	死亡率	全登録者	罹患率	塗抹陽性 罹患率	罹患率	塗抹陽性 罹患率
元	426,142	34	10	8.0	1.4	1	0.2	100	11.5	3.4	11.5	4.1
2	423,084	40	15	9.5	4.5	1	0.2	86	10.5	3.2	10.1	3.7
3	420,022	28	8	6.7	1.7	2	0.5	67	10.5	3.2	9.2	3.3
4	418,009	36	7	8.6	1.9	1	0.2	64	8.5	2.7	8.2	3.0
5	416,880	28	7	6.7	1.4	2	0.5	71	—	—	—	—

注 1)人口は毎年10月1日現在の推計人口である

2)新登録患者数は潜在性結核感染症を除く数である

3)「罹患率」及び「死亡率」は、各実数を人口10万対で除して算出した

4)「死亡数」は、死因が結核死であった者を計上した

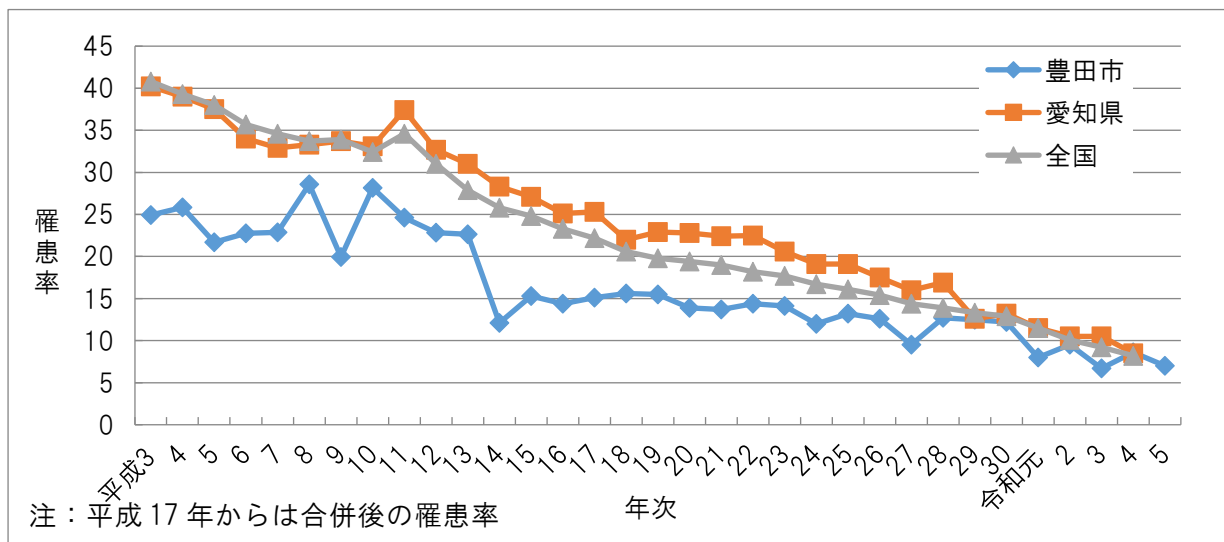
5)愛知県は名古屋市を除く

表5 結核医療費(公費分)の内容

(令和5年度)

	支払基金		国保		後期高齢		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
入院患者	4	2,335,004	—	—	28	2,133,264	32	4,468,268
通院患者	110	310,471	45	108,616	123	184,849	278	603,936

図1 新登録患者罹患率



イ. 登録者の病状把握と精密検査

感染症法第 53 条の 13 の規定に基づき、結核治療終了後の経過観察者及び治療中断者等の登録者に対して、その再発防止を目的に胸部エックス線直接撮影等の精密検査を実施している。

表 6 精密検査実施状況

(令和 5 年)

実施方法	精密検査		定期病状調査 3)	定期健康診断 4)	合計
	保健所健診 1)	医療機関 2)			
件数	9	70	17	6	102

注 1) 保健所健診：豊田地域医療センターで実施

2) 医療機関：通院先の医療機関で実施

3) 定期病状調査：医療機関等に対して患者の病状の照会を行い、精密検査の結果を確認

4) 定期健康診断：職場健診や特定健康診断等の健診結果を確認

ウ. 訪問指導等

患者が結核の治療に対して積極的に向かうことができるよう、保健師による家庭訪問や面接で相談、助言等の支援を行った。また、家族等に対しては感染・発病から守るために疫学調査を行うと同時に、正しい情報を提供し、不安の軽減を図った。

表 7 保健指導の内容・方法別実施状況

(令和 5 年)

	家庭訪問	所内面接	電話相談	地域 D O T S		
				薬局	施設	訪問等
患者実人数	55	20	—	3	5	—
延べ数	249	44	243	7	13	—

注 患者の確実な服薬を支援するために、薬局や施設等の地域支援者の協力のもと、治療完遂に向けて服薬支援を実施。地域支援者の報告書から、服薬・受診状況を把握し、患者・家族への助言を行った。

D O T S とは、Directly Observed Ireatment Short Course(直接服薬確認療法)のことで、支援者が服薬を見守り治療を支援する方法

(3) コッホ現象

コッホ現象とは結核の感染を受けている人に B C G 接種を行った場合に、接種部位を中心に起こる反応である。コッホ現象は結核の感染を疑い、医療機関からの届出に基づき、コッホ現象対応マニュアルに沿って精密検査を実施するが、令和 5 年度実績は 2 件であった。

◆ 定期の予防接種

予防接種法に基づき、集団予防を目的とした A 類疾病(ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス感染症)と、主に個人予防を目的とした B 類疾病(高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症)の予防接種を実施した。

また、令和 7 年 3 月 31 日までの 6 年間に限り、昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性を風しんの定期接種(風しん第 5 期)の対象者とし、抗体検査・予防接種を実施することとなった。

(1) A類疾病

ア. 予防接種率の推移

表1 予防接種率の推移（定期予防接種のみ）

（単位：％）

年度	3	4	5
急性灰白髄炎（不活化ワクチン）	...	...	...
3種混合（第1期初回）	...	...	...
3種混合（第1期追加）	...	...	...
4種混合（第1期初回）	97.4	104.7	115.7
4種混合（第1期追加）	106.2	95.3	115.1
2種混合（第2期）	82.6	79.8	83.8

注：ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオのワクチンを合わせて「4種混合」、ジフテリア・百日せき・破傷風のワクチンを合わせて「3種混合」、ジフテリア・破傷風のワクチンを合わせて「2種混合」とする

：急性灰白髄炎及び3種混合については、4種混合への移行により対象者数の把握が困難なため計上しない

年度		3	4	5
麻しん風しん混合	第1期	96.9	99.6	94.5
	第2期	94.0	93.7	92.2

注：麻しん・風しんのワクチンを合わせて「麻しん風しん混合」とする

年度	3	4	5
日本脳炎（第1期初回）	83.9	104.8	101.1
日本脳炎（第1期追加）	42.4	137.9	101.2
日本脳炎（第2期）	20.4	133.3	103.4
B C G	95.2	104.7	99.5
子宮頸がん予防	28.0	8.8	8.5
水痘	99.9	94.2	97.9
B型肝炎	95.8	106.3	98.6

注：日本脳炎予防接種、子宮頸がん予防ワクチンの被接種者数に特例は含まない

：ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、算定方法が異なるため計上しない

：ロタウイルスワクチンについては、2種類のワクチンがありそれぞれの接種回数異なることから、分母となる接種対象者数を算出できないため計上しない

：接種率の算定において、分母となる接種対象人数を「当該年度の対象者数」としているため、統計上、被接種者数がこれを上回り100%を超過する場合があります

$$\text{接種率} = \frac{\text{当該年度の被接種者数}}{\text{当該年度の対象者数}} \times 100$$

○日本脳炎：厚生労働省の勧告により平成17年5月30日から日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えが行われたが、平成22年4月から3歳児に対して積極的勧奨を再開した。また、平成22年12月から、9歳から13歳未満の者において第1期(3回)が完了していない場合は、救済措置として未接種回数分を接種可能とした。(1期特例)。

平成23年5月から1期特例の対象を生後7歳6か月以降20歳未満に変更するとともに、第2期が完了していない者で、13歳以上20歳未満の者に対しても救済措置として

接種可能とした(2期特例)(いずれも平成7年6月生まれ以降の者に限る)。なお、平成25年4月からは、1期特例、2期特例ともに対象が、平成7年4月2日生まれ以降の20歳未満の者に変更になった。

平成25年度に限り、行政措置として平成5年度、6年度生まれの者に対しても接種機会の確保に努めた(2期特例のみ)。

令和3年度については、全国的なワクチンの供給不足により、国において優先接種対象者(令和3年度中に3歳になる第1期初回接種対象者等)が設定された。

○子宮頸がん予防ワクチン：厚生労働省の勧告により平成25年6月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えが行われたが、令和3年11月26日から積極的勧奨を再開した。また、公平な接種機会を確保する観点から、勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年度～平成17年度生まれの女性に対して令和4年4月1日～令和7年3月31日までの間、接種可能とする救済措置(キャッチアップ接種)が設定された。

イ. 令和5年度予防接種実施状況

表2 急性灰白髄炎(ポリオ)

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
初回	1回目	…	—	…
	2回目	…	—	…
	3回目	…	—	…
追加		…	5	…
計		…	5	…

表3 3種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき)

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第 1 期	初 回	1 回 目	…	—	…
		2 回 目	…	—	…
		3 回 目	…	—	…
	追 加		…	—	…
計			…	—	…

表4 4種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ)

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第 1 期	初回	1 回目	2, 449	2, 812	114. 8
		2 回目	2, 453	2, 844	115. 9
		3 回目	2, 450	2, 873	117. 3
	追加		2, 439	2, 807	115. 1
計			9, 791	11, 336	115. 8

表5 2種混合(ジフテリア、破傷風)

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
第1期	…	—	…
第2期	3,840	3,217	83.8

注：(別掲)予防接種法施行令第1条の3第2項に該当する者(長期療養児) 第2期1人

表 6 麻しん風しん混合

	対象者数	被接種者数	接種率(%)
第 1 期	2, 843	2, 686	94. 5
第 2 期	3, 527	3, 252	92. 2
計	6, 370	5, 938	93. 2

注：(別掲)予防接種法施行令第 1 条の 3 第 2 項に該当する者(長期療養児) 第 1 期 1 人

表 7 日本脳炎

			対象者数	被接種者数	接種率(%)
第 1 期	初回	1 回目	2, 885	2, 936	101. 8
		2 回目	2, 889	2, 903	100. 5
	追加接種		2, 883	3, 143	109. 0
第 2 期			3, 771	3, 898	103. 4
1 期特例	初回	1 回目	…	23	…
		2 回目	…	23	…
	追加接種		…	0	…
2 期特例			…	161	…
計			…	13, 087	…

注：(別掲)予防接種法施行令第 1 条の 3 第 2 項に該当する者(長期療養児) 第 2 期 1 人

表 8 BCG

対象者数	被接種者数	接種率(%)
2, 637	2, 623	99. 5

注：(別掲)予防接種法施行令第 1 条の 3 第 2 項に該当する者(長期療養児) 1 人

表 9 子宮頸がん予防ワクチン

		対象者数	被接種者数	接種率(%)
1 回目		8, 132	950	11. 7
2 回目		8, 132	391	4. 8
3 回目		8, 132	741	9. 1
特例	1 回目	...	1, 085	...
	2 回目	...	978	...
	3 回目	...	950	...
計		...	5, 095	...

表 10 ヒブワクチン

	対象者数	被接種者数
1 回目	3, 770	3, 305
2 回目	3, 696	3, 365
3 回目	4, 039	3, 336
4 回目	3, 905	2, 718
計	15, 410	12, 724

表 11 小児用肺炎球菌ワクチン

	対象者数	被接種者数
1 回目	3, 083	2, 597
2 回目	3, 028	2, 609
3 回目	3, 287	2, 582
4 回目	6, 037	2, 671
計	15, 435	10, 459

表 12 水痘

	対象者数	被接種者数	接種率 (%)
1 回目	2, 787	2, 706	97. 1
2 回目	2, 763	2, 727	98. 7
計	5, 550	5, 433	97. 9

注：(別掲)予防接種法施行令第 1 条の 3 第 2 項に該当する者(長期療養児) 2 回目 1 人

表 13 B型肝炎

	対象者数	被接種者数	接種率 (%)
1 回目	2, 625	2, 588	98. 6
2 回目	2, 631	2, 597	98. 7
3 回目	2, 630	2, 590	98. 5
計	7, 886	7, 775	98. 6

注：(別掲)予防接種法施行令第 1 条の 3 第 2 項に該当する者(長期療養児) 3 回目 2 人

表 14 ロタウイルスワクチン

		対象者数	被接種者数
ロタリックス	1 回目	...	1, 610
	2 回目	...	1, 617
ロタテック	1 回目	...	944
	2 回目	...	940
	3 回目	...	945
計		...	6, 056

表 15 風しん第 5 期

対象者数	抗体検査件数	予防接種件数
39, 944	857	220

注：接種期間 令和 5 年 2 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日

(2) B類疾病

65 歳以上の者、60 歳以上 65 歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいをするものに対して、インフルエンザ予防接種を実施した。また、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者、60 歳以上 65 歳未満の者で心臓、腎臓又は呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいをする者に対して、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種を実施した。

表 16 インフルエンザ

対象者数		被接種者数	接種率(%)
65 歳以上	102, 917	66, 967	65. 1
65 歳未満	171	103	60. 2
計	103, 088	67, 070	65. 1

注：接種期間 令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日

表 17 高齢者用肺炎球菌

対象者数		被接種者数	接種率(%)
65 歳以上	13, 388	3, 554	26. 5
65 歳未満	95	14	14. 7
計	13, 483	3, 568	26. 5

◆ 任意の予防接種

感染症の予防及びまん延を防止するために、ワクチンで防げる疾患に対し、任意予防接種の費用の一部助成を実施している。また、平成 31 年 4 月から医療行為により免疫を失った子の再接種費用の助成を実施している。令和 4 年 4 月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより定期接種を逃した方で、すでに自費で接種を受けた方に対して接種費用の償還払いを実施している。

令和 5 年 4 月からおたふくかぜの助成回数を 2 回に拡大し、带状疱疹ワクチンの助成を新たに実施した。さらに中学 3 年生、高校 3 年生等に対してインフルエンザ予防接種費用の助成を実施した。

(1) 豊田市風しん対策事業

表 1

抗 体 検 査	
対象者	以下の 1 から 3 のいずれかに該当する者 ^{注 1)} 1 妊娠を希望する女性 2 妊娠を希望する女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）、又は、風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 3 30 歳以上 50 歳未満の男性
助成金額	6, 750 円 （自己負担なし）
助成回数	1 回
検査人数	849 人

注 1) いずれも、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者、検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者若しくは定期予防接種対象者（昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性）は除く

ワ ク チ ン 接 種	
対象者	上記抗体検査を受け、抗体価が低いと確認できた者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 風しんワクチン
助成金額	A 5, 000 円 B 3, 000 円
助成回数	1 回
被接種者数	麻しん風しん混合 452 人 風しん 37 人

(2) 豊田市麻しん対策事業

表 2

抗 体 検 査	
対象者	以下の 1 及び 2 に該当する者 1 1 歳以上の者 2 予防接種法に基づく定期予防接種対象者、麻しん既往歴がある者及び既に麻しんの予防接種（定期任意問わず）を 2 回接種したものを除く
助成金額	2,650 円 （診療報酬に準ずる検査実施料・判断料を含む）
助成回数	1 回
検査人数	879 人

ワ ク チ ン 接 種	
対象者	原則、上記抗体検査を受け、医師により予防接種が必要と判断された者
ワクチンの種類	A 麻しん風しん混合ワクチン B 麻しんワクチン
助成金額	A 5,000 円 B 3,000 円
助成回数	1 回
被接種者数	麻しん風しん混合 159 人 麻しん 4 人

(3) 豊田市任意予防接種費用助成事業

表 3

	対象者	助成金額	助成回数	被接種者数
おたふくかぜ	1 歳以上小学校就学前 (平成 29 年 4 月 2 日生以降の子)	2,000 円	2 回	4,625
帯状疱疹	50 歳以上の者	水痘ワクチン 4,000 円/回 (1 回まで)		1,193
		帯状疱疹ワクチン 10,000 円/回 (2 回まで)		9,571

(4) 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業

表 4

助成人数	6
------	---

(5) 子宮頸がん予防ワクチン自費接種者への償還払い

表 5

助成人数	19
------	----

(6) インフルエンザ予防接種費補助金

表 6

助成人数	1,410
------	-------

◆ 環境衛生

衛生の確保が必要な施設について、営業の許可、変更、廃止等の届出を受理するとともに、立入検査を行い、構造設備に関して必要な措置を命ずるなど各施設の衛生保持等について監視指導を行っている。

また、健康被害を未然に防止するため、家庭用品の化学物質の検査を実施している。

(1) 環境衛生関係営業施設の衛生

環境衛生関係営業施設については、旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づき、各施設の衛生保持や自主管理状況等について監視指導を行った。

表 1 営業施設及び監視状況 (令和 5 年度末現在)

	総数	旅館	公衆浴場	興行場	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所含む)
施設数	1243	90	54	9	301	618	171
監視延べ件数	246	27	19	2	70	121	7

(2) 特定建築物の衛生

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、店舗、事務所等で多数の者が利用し、その維持管理について衛生の確保が特に必要な施設について、監視指導を行った。

表 2 特定建築物施設及び監視状況 (令和 5 年度末現在)

	総数	興行場	店舗	事務所	学校	旅館	その他の特定建築
施設数	159	2	36	89	4	12	16
監視延べ件数	31	—	6	14	—	5	6

(3) 墓地・火葬場・納骨堂

墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、火葬場及び納骨堂の経営許可等にあたって、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から管理運営が支障なく行われるよう指導を行った。

表 3 墓地、火葬場及び納骨堂の状況 (令和 5 年度末現在)

	墓地	火葬場	納骨堂
施設数	3633	1	19

(4) 古瀬間聖苑利用実績

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体、体の一部等の火葬を行った。

表 4 古瀬間聖苑火葬件数 1)

年度		元	2	3	4	5
合計		3,694	3,790	4,026	4,434	4,504
豊田市	大人	3,043	3,157	3,333	3,702	3,755
	子ども	6	6	10	3	6
	その他 3)	89	87	78	81	76
みよし市	大人	349	364	402	398	443
	子ども	—	—	—	1	3
	その他 3)	12	3	9	4	7
圏域外 2)	大人	168	150	188	237	211
	子ども	1	—	2	3	—
	その他 3)	26	6	4	5	3

資料：福祉部 総務監査課

- 注 1)火葬件数は、大人及び子どもの場合は死亡者、その他の場合は利用者の住所に基づき集計
2)圏域外とは、豊田市及びみよし市以外の市町村をいう
3)その他とは、身体の一部、死産児、胞衣、産汚物等をいう

(5) 水道施設

水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に対し、衛生的で安全な飲用水が供給されるよう、適正な維持管理について指導した。

表 5 水道施設の現状及び監視指導状況 (令和 5 年度末現在)

	総数	専用水道	簡易専用水道
施設数	642	19	623
監視延べ件数	15	—	15

(6) プールの衛生

愛知県プール条例に基づいて、プールにおける公衆衛生を保持するため、その設置及び維持管理の適正を図るよう、監視指導を行った。

表 6 プール設置状況及び監視状況 (令和 5 年度末現在)

	総数	学校	営業用	その他
施設数	129(19)	108(1)	19(16)	2(1)
監視延べ件数	59	47	10	2

注：()内は、通年プール施設数の再掲

(7) 温泉

温泉利用の適正を図るため、温泉法に基づき温泉を利用している施設(公衆浴場、旅館業等)の指導を行った。

表 7 温泉の状況 (令和 5 年度末現在)

温泉利用施設数	22
監視延べ件数	8

(8) 家庭用品

上着、下着等の繊維製品、洗剤などの家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止し、安全性の確保を図るため、家庭用品の試買試験検査を実施した。

表 8 検査の状況 (令和 5 年度)

検査数	20
基準違反件数	—

◆ 住環境衛生

住宅構造の気密化や生活様式の変化に伴う、刺咬被害・アレルギーの原因であるダニ等の発生やホルムアルデヒド等各種化学物質による室内環境汚染についての相談を受けている。

衛生害虫の駆除については、発生源への対策や殺虫剤の使用方法等について住民への啓発を行っている。

住環境衛生に対する相談：314 件